

中国のレアアース輸出措置

——「国際ルール」志向と安全保障例外の前衛的活用

公益財団法人 国際文化会館 地経学研究所
主任研究員
土居 健市



1. はじめに

近年の中国の輸出管理、とりわけレアアース関連措置は、伝統的な通商措置の域を超え、国際ルールの枠内で戦略的に運用される政策手段となっている。ただ、中国は既存秩序の攪乱者とみられがちだが、実態としては制度の外で対抗するのではなく、制度の内側で解釈と運用を通じて優位を構築する中国式の「国際ルール志向」を示している。レアアースを含む輸出管理も、その延長線上に位置づけられてきた。2026年に導入された対日デュアルユース品輸出措置は、この運用の転換点を示す。通商ルールに、安全保障を梃子にねじ込む手法が露骨となっている。

本稿は、中国のレアアース輸出措置を通商制度の観点から検討する。「国際ルール志向」と制度運用の関係を整理したうえで、対日措置を含む直近の動向を踏まえ、安全保障例外の位置づけとその含意を考察する。

2. 中国式「国際ルール志向」

中国はしばしば「ルールに基づく国際秩序」の攪乱者とみなされがちだが、実態はそれほど単純ではない。むしろ、既存の国際制度に参加し、その内部で行動様式を学習する「社会化」を通じて、自らを秩序に適應させてきた側面が強い^{注1}。2010年前後以降、国力の伸長とともに、中国は単なる追従者から、ルール形成に関与する主体者へと移行したが、その際も制度そのものの否定ではなく、**既存の枠組みを自国に有利に解釈・運用し、「内側から」影響力を行使する志向が顕著**となった^{注2}。こうした姿勢は、国際連合（国連）を国際秩序の中核と位置づけ、教育では国連教育科学文化機関（UNESCO）^{注3}、保健では世界保健機関（WHO）^{注4}など各分野で国連専門機関を通じた関与を強める実践にも表れている。背景には、既存秩序が自国の発展と影響力拡大を支えてきたという認識があり、その枠組み自体を維持しつつ、運用面で主導権を

確保しようとする道具的動機も作用していよう。

通商分野において中国は、世界貿易機関（WTO）を核心とする既存の多国間貿易体制を重視し、その枠内で行動する姿勢を一貫して示してきた。習近平国家主席も、WTO体制の維持・改革への積極関与を繰り返し強調し、同制度を対外開放と発展の基盤として位置づけている^{注5}。ただし、その実践は単なる規範遵守にとどまらず、規則解釈や例外規定の運用を通じて政策余地を確保する点に特徴がある。すなわち、制度の趣旨を厳格に内面化するというよりも、紛争となっても敗訴に至らない範囲で制度を活用し、自国に有利な運用を追求する姿勢が色濃い^{注6}。

2010年前後の対日供給停滞と、2012～2014年のWTO紛争解決制度における敗訴は、中国のレアアース輸出管理を「露骨な規制」から「制度内で統制を維持する管理」へと転換させた決定的契機となった。この一連の過程は、国際ルール環境に適応しつつ統制の実効性を再設計する動きだったといえる。中国はあくまでWTOの裁定に従いながら、敗訴からいくつもの教訓を引き出した。第一に、特定国を狙い撃つ措置は非差別原則に抵触するため、制度上は全対象国に適用される「non-targeted」な設計が望ましいと学んだ。第二に、数量割当や関税といった直接的手段は違反認定のリスクが高く、申請・許可制や用途審査など、より間接的で裁量の余地を残す手法へと移行した。第三に、このケースで輸出制限措置の事由とした環境・資源保護という例外規定の限界であり、代わりに安全保障を正当化根拠として検討するようになる^{注7}。このような認識のなか、レアアース関連を含む輸出管理にかかる政策ツールを整えていった。

レアアースの輸出規制は、中国にとってきわめて強力な地経学的手段である一方、国際市場や自国産業等への反作用も大きい「諸刃の剣」でもある。このため中国は、単に供給を止めるのではなく、仮にWTOに提訴されても敗訴しない外形を整えつつ統制を模索する必要もあり、慎重な姿勢でいた。しかし2025年4

月のトランプ政権による追加関税措置により、この抑制的運用から転じ、中国は、制度的リスクを管理しながらも、レアアースという手段を実際に発動することで米国への反撃に臨んだ。

3. 2025年に出されたレアアース関連輸出管理

この文脈で2025年4月に導入された中重希土類7元素の輸出管理強化は、過去のWTO紛争の教訓を踏まえた制度設計の集約形といえる。第一に、適用対象は米国に限定されず、日本を含む全世界に及ぶ「non-targeted」形式が採られた。第二に、規制手法は数量割当や禁輸ではなく、許可申請制度に置き換えられている。輸出は形式上可能であるが、申請・審査を経る必要があり、その運用を通じて供給量や流通のコン

トロールが可能となる。承認率や審査期間、用途条件などを調整することで、制度内において実質的な制約をかける余地が残されている。第三に、正当化の根拠として安全保障例外が前面に出されている点である。環境・資源保護と比較して、安全保障は判断基準が曖昧であり、国際的にも争点化しにくい。したがって、仮に紛争となった場合でも、WTO協定上の例外規定を根拠に防御する余地が残る。この意味で、中国の現行措置は「敗訴しないこと」を強く意識した設計となっている。

4. 対日輸出措置の強化

2026年に入ると、中国の対日輸出管理は制度面での具体化と対象の明示化を伴い、烈度を一段引き上げた。その前提には、2025年11月の高市早苗首相による

表1 レアアース17元素

元素名	抽出処理特性	2025年4月4日の輸出管理強化の対象	磁性体	用途（主要用途の一部のみ）
ランタン	軽希土			高屈折率耐熱ガラス、カメラレンズ
セリウム				耐放射線ガラス
プラセオジウム			永久磁石	レーザー光源
ネオジウム			永久磁石	レーザー光源
プロメチウム				発光塗料
サマリウム	中希土	○	永久磁石	レーザー・メーザー光源
ユーロピウム				蛍光体材料、レーザー光源、水銀灯、MRI造影剤
ガドリニウム		○	磁気メモリ、磁気冷凍	ガドリニウムガリウムガーネット(GGG)、レーザー光源等
テルビウム	重希土	○	永久磁石	蛍光体材料、レーザー光源、蛍光灯、海軍ソナーシステム
ジスプロシウム		○	永久磁石	レーザー光源、ハードディスクドライブへの添加
ホルミウム				YAGへの添加等
エルビウム				赤外線レーザー光源、蛍光体材料、光ファイバー、光学ガラス
ツリウム				YAGへの添加、X線増感スクリーン用蛍光体材料、ハロゲンライト
イッテルビウム				YAGへの添加、応力計、ひずみゲージ
ルテチウム		○		高屈折率耐熱ガラス、発光ダイオード電球、光学ガラス
スカンジウム		○		水銀灯、ハロゲンランプ
イットリウム		○		YAGレーザー、蛍光体材料

出所：小田翔太「中国によるレアアースに対する管理強化に係る動向」金属資源セミナー、2025年7月31日、JOGMECをもとに筆者が編集

台湾有事と「存立危機事態」をめぐる国会答弁があり、中国側はこれを安全保障上のシグナルとして強く問題視したとみられる。これを受け、渡航制限などの対日措置が段階的に強化され、2026年には輸出管理制度の運用が日本を明確に射程に収めるかたちで展開された。

制度の中核は、デュアルユース品目輸出管理の厳格化である。商務部公告2026年第1号は、日本の軍事ユーザーおよび軍事用途、さらには「軍事力向上に寄与するあらゆるエンドユーザー・用途」への輸出を包括的に禁止した。さらに同年2月の公告第11号・第12号により、日本企業等のエンティティ各20者が輸出管理制御リスト（事実上の禁輸）および注視リストに初めて追加された。前者は輸出・再輸出・国内移転を全面的に禁止する措置であり、後者はエンドユースの不確実性を理由に、リスク評価報告書や誓約書の提出、審査期間の延長などを課す制度である^{注8}。これらは形式上、個別企業ベースの措置であるが、実質的には対日取引全体に対する不確実性と摩擦コストを高める効果をもつ。中国商務部付属のシンクタンクの研究者は、1月6日の公告は広く「原則」、そして2月24日ではターゲットを特定した「実体」による二層の管理・コントロールと説明する^{注9}。

これら対日措置は「non-targeted」な許可制から国別・用途別の「targeted」な禁輸へと踏み込んだ。その結果、中国は対日措置についてWTO上の非差別義務を巡る潜在的な紛争リスクを抱えることになったが、公告では「国家の安全と利益の維持」などを掲げ、中国政府は「合法的な措置」との説明を繰り返す。

対日輸出措置の強化と前後して、中国側では日本を安全保障上の脅威として位置づけるナラティブが段階的に構築された。発端は2025年11月の首相発言以来、中国メディアや論説は、歴史観や戦後秩序からの逸脱という文脈での対日批判を強めた^{注10}。2026年に入ると、この語りは、1月9日の中国共産党機関紙『人民日報』が「新型軍国主義」という概念を導入^{注11}以降、質的に変化した。日本の動きを偶発的な逸脱ではなく、戦後国際秩序への継続的かつ現実的な脅威として再定義した。この概念は単なるレトリックにとどまらず、日本の再軍備や核保有の企図を警戒する安全保障上の問題として位置づけることで、レアアースを含むデュアルユース品輸出にかかる対日措置を「国家安全の防衛」や拡散防止の国際義務の履行という安全保障のロジックを前面にし、自由貿易の例外措置と説明しようとしているようにみえる。

もっとも、このような安全保障例外の活用は無制約ではない。WTO規則では各加盟国に一定の裁量を認

めつつも、近年の紛争処理においては戦争、もしくはそれに準ずる「国際関係の緊急時」の要件が厳格に解釈される傾向にある^{注12}。安全保障例外を扱った過去のWTOの紛争解決の判例でも、単なる政治的緊張や価値対立では足りず、関係の断絶や武力衝突に近い状況が求められると整理されている^{注13}。中国自身も米国による対中制裁を「安全保障の濫用」と批判してきた経緯があり、例外の無限定な拡張は自らの主張との整合性を損なうリスクも伴う。

とはいえ、WTOがこうした政治性の高い案件にどこまで踏み込めるかは別問題である。安全保障例外は本質的に主権的判断と結びつく領域であり、紛争処理機関が各国の安全認識そのものを全面的に否定することには制度的限界がある。中国の論理が最終的に認められるかは不透明である一方、制度上直ちに敗訴に至るとは限らず、むしろ長期的な係争やグレーゾーンの拡大を招く可能性もある。

表2 2026年2月24日の商務部公告により出された対日措置リスト

文献	①商務部公告2026年第11号	②商務部公告2026年第12号
名称	輸出管理規制リスト	監視リスト
政策内容	<ul style="list-style-type: none"> 対象20エンティティへの両用品目の輸出・再輸出・国内移転を原則全面禁止。 既存取引は即時停止。 例外的輸出は商務部への個別申請が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象20エンティティへの輸出自体は禁止されないが、包括許可不可・個別許可のみ。 リスク評価報告と「軍事用途に用いない」誓約書が必要。 審査は厳格化・長期化し、軍事関連用途は不許可。 条件を満たせばリスト解除可能。

出所：商務部ウェブサイトより筆者作成

5. 今後の展開

レアアースを巡る対外措置は、今後さらに拡大・精緻化する可能性を内包している。そもそもレアアースは強力な交渉手段である一方、過度な行使は代替供給網の形成を促し、自らの優位を侵食しかねない「諸刃の剣」だ。この点については中国国内でも、豪州のLynas Rare Earths Ltdの台頭などを引き合いに、技術外溢や政策競争の帰結として供給支配が長期的に揺らぎ得るとの警戒が示されている^{注14}。それでもな

お、日本や同盟国による脱中国依存の動きが短期的には限定的である以上、中国側には優位が維持されるうちにカードを活用する誘因が働く。実際、2026年2月のエンティティリスト措置は、対象の追加・削除を通じて圧力と緩和を織り交ぜる運用を可能にしており、今後も防衛関連分野を軸にリストの伸縮を伴うかたちで対日揺さぶりが継続する可能性がある。

残念ながら、数年といった短期で、これらの国々が、特に重希土類を中心とするレアアースについて対中依存から脱却するのは困難だろう。一方で中国側には、優位が維持される時間的猶予のうちにこのカードを行使したいという誘因が働き得る。2月26日のエンティティリストというかたちでの対日措置は、同様の枠組みを通じた揺さぶりが継続し得ることを示している。日本の防衛関連で中国の意に沿わない動きが生じた場合、対象範囲をレアアース関連品目へと段階的に拡張する運用も想定される。逆に、リストからの削除を示唆することで、対象企業に実質的な「踏み絵」を迫る構図となる可能性もある。

総じて、本件は政治と経済が深く結びついた地経学リスクの典型例といえる。レアアース関連を含むデュアルユース品の対日輸出措置は、伝統的な通商政策の範疇を超え、制度・ナラティブ・国際環境を横断するかたちで運用されている。2025年4月の米国との緊張を背景としたレアアース関連輸出管理強化では、外形上維持されてきた「non-target」「申請ベース」という枠組みが、2026年からの対日デュアルユース品輸出規制では踏み越えられ、安全保障例外の適用が前面に押し出される方向へとシフトした。4月には、中国商務部は、EU企業7社を輸出管理規制リストに追加掲載し、これら企業が過去に台湾向け武器販売に関与したことなどをその理由としてあげている^{注15}。中国は、「台湾問題」を安全保障と結びつけ、自らの経済的威圧行為を自由貿易の例外措置として整理しようとする傾向をみせている。こうした運用は本質的に当事国の主観的判断を伴う。それだけに日中間で重要なのは、直接的な双方の意思疎通を通じ、相互の認識のずれを管理し、関係の不安定化を抑制することにある。政治・官界のチャンネルに課題があるなか、ビジネスセクターや民間シンクタンクを含む多層的な対話の重要性は、従来以上に高まっている。

注1：Johnston A.I. (2008), *Social States: China in International Institutions, 1980-2000*, Princeton: Princeton University Press

注2：Weiss J.C., Wallace J.L. *Domestic Politics, China's Rise, and the Future of the Liberal International Order*. International Organization. 2021;75 (2) :635-664

注3：Doi, Kenichi. 2023. Global education governance 'with Chinese

characteristics': Multilateralism in the 'New Era'. *Compare: A Journal of Comparative and International Education*

注4：土居健市「中国のグローバル保健ガバナンスへの参画と国際社会への合意に関する研究」城山英明編著「WHO 検証・改革の動向把握及び我が国の戦略的・効果的な介入に資する総合的研究」(151-159頁)厚生労働科学研究特別事業2022.5

注5：新华社。习近平在中共中央政治局第八次集体学习时强调 积极参与世界贸易组织改革 提高驾驭高水平对外开放能力 [EB/OL]. (2023-09-27)[引用日期*]

https://www.qsttheory.cn/yaowen/2023-09/27/c_1129889592.htm

习近平。发挥亚太引领作用 共促世界发展繁荣：在亚太经合组织工商领导人峰会上的书面演讲 [EB/OL]. (2025-10-31)[引用日期*]

https://www.mfa.gov.cn/web/ziliao_674904/zyjh_674906/202510/t20251031_11744903.shtml

注6：森永輔「中国がデュアルユース品の輸出規制を転換—背景に中国の国際ルール志向」『日経ビジネス』2026年3月13日、日経BP

<https://business.nikkei.com/atcl/gen/19/00179/030900318/>

注7：土居健市「レアアースの地経学：中国の国際供給支配と「ルール志向型」輸出管理への変遷」『CISTECジャーナル』、No.222 (2026年1月号)、2026年

森永輔「中国デュアルユース品の輸出規制転換—「無差別」から「日本狙い」へ」『日経ビジネス』2026年3月12日、日経BP

<https://business.nikkei.com/atcl/gen/19/00179/030900317/>

注8：大川信太郎「中国におけるレアアース輸出管理等の動向と実務上の影響」『海外投融資』2026年5月号

注9：田伊藤。依法坚决遏制日本“再军事化”野心[N]. 光明日报, 2026-03-18(12)

注10：加茂具樹 (2026)「『新型軍国主義』はいかに形成されたのか——2025年末から2026年春にかけての『人民日報』対日批判の分析」霞山会、2026年4月20日

<https://www.kazankai.org/media/cl/a2224>

2026年4月22日最終アクセス

注11：钟声。“新型军国主义”将把日本再次引向深渊 [N]. 人民日报, 2026-01-09 (003). 本記事の日本語版は人民日報ネット版の日本語ウェブサイトからも閲覧可能。「『新型軍国主義』は日本を再び深淵へ導く」人民網日本語版, 2026年1月9日

<https://j.people.com.cn/n3/2026/0109/c94474-20412488.html>

2026年4月24日最終アクセス

注12：WTO規則を構成するGATTで「安全保障例外」を規定する第21条

注13：渡邊真理子・加茂具樹・川島富士雄・川瀬剛志「中国のCPTPP参加意思表明の背景に関する考察 (改訂版)」RIETI『Policy Discussion Paper Series』21-P-016, 2021年9月

<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/pdp/21p016.pdf>

注14：陈占恒。中国稀土战略的反思：技术外溢、政策博弈与Lynas崛起的启示 [EB/OL]. 稀土产业研究 (微信公众号), 2026-04-23

<https://mp.weixin.qq.com/s/nd4GI6UeE5Hfp4Vz5931fw>

注15：中华人民共和国商务部。商务部新闻发言人就7家欧盟实体列入出口管制管控名单答记者问 [EB/OL]. (2026-04-24)[2026-05-07]

https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfytrth/art/2026/art_bc53fd7837ae481cb8f790976b3cf7e4.html

(筆者略歴)

地経学研究所中国グループ主任研究員。北京大学公共政策学博士。専門は、中国と世界（開発金融、新興技術等の地経学分野やグローバル・ガバナンスへの参画）。北九州市立大学国際関係学科（現代中国研究）卒業、東京大学公共政策大学院専門職修士課程修了。2008年国際協力機構（JICA）に入構。JICAでは、中国事務所にて中国政府・シンクタンクとの日中協力事業の実施業務や、アフリカ部等にて経済社会インフラ投融資業務、ソブリン信用リスク審査や中国の対途上国協力の研究に従事。2018年より、北京大学教育経済学専攻に博士留学、2022年に博士号を取得。2024年8月より現職。兼務として、神奈川大学経営学部非常勤講師、早稲田大学国際教育協力研究所招聘研究員も歴任。

